

# 「令和8年度産後ケア事業デジタル化推進業務」企画提案募集要領

## (趣旨)

この要領は、以下の業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## (募集事項)

### 第1 業務の概要

#### 1 業務の名称

令和8年度産後ケア事業デジタル化推進業務

#### 2 業務の目的及び内容

委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

ただし、仕様書の内容は、委託契約後の詳細設計や協議の過程において、より実態に即した、あるいは発注者の承認を得たより効率的・効果的な提案内容に更新することがある。

#### 3 事業費（委託上限額）

5,665,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、上限額での契約を保証するものではない。

#### 4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 5 履行場所

宮城県内

### 第2 応募資格

#### 1 基本要件

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

（2）本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

（3）宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（4）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

（5）以下のイからハまでのいずれかの手続きをしている者又はされている者ではないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

ロ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

ハ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

（6）政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

（7）宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

（8）当該業務を円滑に履行する体制が整備できること。

#### 2 実績・経験等

（1）地方公共団体向けの健康管理又は子育て支援関連システム導入実績を有すること。

- (2) LGWAN 接続環境の提供実績を有すること。  
(3) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

### 3 留意事項

上記 1 及び 2 を満たす 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記 1 及び 2 を満たさなければならない。また、発注者は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者は代表者との委託契約（発注者との関係においては再委託に該当）により業務を行い、全体の進行管理等は代表者の責任において行うものとする。

### 第3 日程

項目	年月日
企画提案募集開始	令和8年1月9日（金）
質問受付	令和8年1月21日（水）午後3時まで
質問回答	令和8年1月26日（月）
企画提案参加申込	令和8年2月2日（月）午後3時まで
企画提案書等の提出	令和8年2月12日（木）午後3時まで
企画提案内容のプレゼンテーション、候補者の選定	令和8年2月16日（月）
選定結果の通知	令和8月下旬予定

### 第4 応募手続

#### 1 質問受付・回答

- (1) 提出期限 令和8年1月21日（水）午後3時まで（必着）  
(2) 提出方法 電子申請（LoGo フォーム）  
 　　電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。  
(3) 提出先 <https://logoform.jp/f/bqZop>  
(4) 回答方法

上記により提出された質問に対する回答をとりまとめ、宮城県子育て社会推進課ウェブサイトに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

#### 2 企画提案参加申込

- (1) 提出書類 以下の電子ファイルを提出（アップロード）すること。  
 参加表明書（様式第1号）  
 企画提案応募要件に係る宣誓書（様式第2号）  
(2) 提出期限 令和8年2月2日（月）午後3時まで（必着）  
(3) 提出方法 電子申請（LoGo フォーム）  
(4) 提出先 <https://logoform.jp/f/sx3kS>

#### 3 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 以下の電子ファイルを提出（アップロード）すること。  
 企画提案書（任意様式、ただし別紙「企画提案書の構成」により作成すること）  
 事業経費見積書（任意様式）  
 　　仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠を明示すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を明示すること。  
 同種・類似事業の受託実績（任意様式）  
 　　官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。過去2年内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

- (2) 提出期限 令和8年2月12日（木）午後3時まで（必着）  
(3) 提出方法 電子申請（LoGo フォーム）  
(4) 提出先 <https://logoform.jp/f/NC1EE>

#### 4 企画提案の取り下げ

企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「企画提案に係る取下書」（様式第3号）を提出すること。

##### 5 企画提案書の取扱い

提出された書類は原則として返却しない（「企画提案に係る取下書」の提出があった場合も含む）ほか、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

##### 6 留意事項

- (1) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (2) 企画提案に要する費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めがある。

#### 第5 評価・選定方法

1 日 程 令和8年2月16日（月） 詳細は別途連絡

2 会 場 宮城県庁舎内会議室（仙台市青葉区本町三丁目8番1号） 詳細は別途連絡

##### 3 実施方法

- (1) 宮城県が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった事業者のうち、1位をつけた委員数が多い提案者から順に順位を決定する。また、採点の結果、1位をつけた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。
- (2) 出席者は1提案につき3人以内とする。1提案者当たりの持ち時間は20分程度（説明10分以内、質疑応答10分程度）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。
- (3) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。大型モニター等の機材使用を希望する場合は、企画提案書の提出時に申し出ること。

##### 4 提案者が多数の場合の取扱い

あらかじめ提出書類による予備審査を行い、上位3者程度のみで企画提案書及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

##### 5 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、1に記載の選定方法により、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がない場合は、再度、企画提案者を募集する。

##### 6 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

##### 7 選定結果の公表方法・内容

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

#### 第6 評価基準・配点

審査項目及び審査の視点並びに配点（合計50点）は別紙「審査表」のとおりとする。

#### 第7 失格事由（選定対象除外事由）

- 1 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- 2 本要領等の規定に従っていない場合
- 3 上記、第5に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- 4 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- 5 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した

## 場合

- 6 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

## 第8 その他必要な事項

- 1 成果物等の利用及び知的財産権等に関すること
  - (1) 本業務に係る成果物及び制作過程で得られたデータ等の著作権は発注者に帰属するものとする。  
また、発注者は自ら使用するために必要な範囲において本業務の成果物を隨時利用できるものとし、媒体間の連携や関係機関への提供等、二次的な利用も可能とする。
  - (2) 本業務に係る成果物及び制作過程で得られたデータ等について、受注者は発注者に対し著作人格権の行使を行わないものとする。
  - (3) 成果物は、他者の所有権や著作権、肖像権等の第三者の権利を侵害するものであってはならない。
- 2 機密保持及び個人情報保護に関すること
  - (1) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。これは契約終了後も同様とする。
  - (2) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守しなければならない。
- 3 その他
  - (1) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、具体的な業務内容や工程等については発注者と業務委託候補者間の協議により決定し、委託契約後も逐次協議を行うものとする。
  - (2) 提出された書類等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示する。
  - (3) 本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、歳出予算成立前に企画提案の手続を進めているものであり、国の「母子保健衛生費国庫補助金」を活用することとしている。したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときや本補助金が不採択となったときは、契約手続の中止や契約の解除を行う。

## 第9 問合せ先

宮城県保健福祉部子育て社会推進課子育て支援班  
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
電話 022-211-2528  
FAX 022-211-2591  
E-mail [kosodates@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kosodates@pref.miyagi.lg.jp)

**別紙** 企画提案書の構成

1 体裁

A4 判

2 内容

企画提案書は、次の I から IIIまでの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

I 表紙

委託業務名、事業者名、住所、代表者名、担当者名（所属、職、氏名）及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）を記載すること。

II 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

III 本文

- (1) 提案内容
- (2) 包括的事項（本業務における提案者の強み、独自の創意工夫ポイント等）
- (3) 業務工程・作業スケジュール
- (4) 業務実施体制の詳細

別紙 審査表

審査項目		審査の視点	配点	
大項目	小項目		内訳	小計
業務遂行能力	業務背景及び目的の理解	宮城県の産後ケア事業の現状と広域調整（共同調達）の意義を的確に把握し、目的達成に資するか	5	15
	実施体制	実現性の高い作業工程が組まれ、関係機関と連携し円滑に合意形成を図る体制が整備されているか	5	
	費用対効果	具体的かつ合理的な積算根拠、制度改正やユーザ数増減に伴うコスト変動が明示されているか（システム運用開始後における保守運用体制の構築に係る費用を含む）	5	
提案内容の妥当性	機能要件	機能要件（業務フロー）を網羅し、一元的な事務処理の精度を担保する手法や他システムとの連携手法が提案されているか	10	35
	ユーザビリティ アクセシビリティ	多様なユーザを想定した直感的で簡潔な UI (UX) が提案されているか	5	
	ユーザサポート	ユーザの利便性向上に資する迅速かつ信頼性の高いヘルプデスク体制や実効性のある研修計画やマニュアル整備が提案されているか	10	
	SLA	予算の範囲内で現実的かつ実効性のある SLA が提案されているか	5	
	独自の付加価値	仕様書に示した事項のほか、事務効率化や利便性向上に資する独自のアイデアや技術的手法が提案されているか	5	
合 計				50

参加表明書  
(令和8年度産後ケア事業デジタル化推進業務)

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

のことについて、企画提案の参加を表明します。

記

(フリガナ)	
事業者名	
所在地	〒  (宮城県内に営業所等がある場合は併記) 〒
業種	
主な事業内容	
宮城県物品等競争入札 参加登録番号	
担当者連絡先	担当部署： 担当者名： 電話： E-mail：

企画提案応募要件に係る宣誓書  
(令和8年度産後ケア事業デジタル化推進業務)

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

令和8年度産後ケア事業デジタル化推進業務の応募に当たり、下記のすべての要件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 3 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- 5 以下の（1）から（3）までのいずれかの手続きをしている者又はされている者ではないこと。
  - (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
  - (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- 8 当該業務を円滑に履行する体制が整備できること。

企画提案に係る取下書  
(令和8年度産後ケア事業デジタル化推進業務)

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

都合により、令和 年 月 日付けで提出した令和8年度産後ケア事業デジタル化推進業務に  
係る企画提案を取り下げます。